

5 長野市福祉医療費給付金について

当審議会では、平成 21 年 6 月 1 日に「長野市福祉医療費給付金について」の諮問を受け、平成 21 年度は受給者負担金の引き上げ、また、乳幼児等及び精神障害者の対象範囲の拡大について答申を行ったところです。平成 22 年度は諮問事項において残されていた「所得制限のあり方について」及び「福祉医療制度全般の見直しについて」の審議を行いました。

現在、福祉医療費給付金制度を取り巻く環境は、高齢社会による医療費の増加や保険制度改革による自己負担額の増加等に伴い、福祉医療費給付額がますます増加する一方で、財源である税収が落ち込み、引き続き財政は厳しい状況にあります。

このような現状を踏まえ、審議を行った結果、諮問事項について下記のとおりとすることが適当であるとの結論を得ました。

記

(1) 所得制限のあり方について

所得制限については、当面、受給者及びその世帯の経済的負担を軽減するために、現状を維持していくことが望ましいと考えます。

ただし、今後、新たに対象範囲の拡大などを行う場合は、それによる福祉医療費給付金の増加に伴う財源を考慮して、所得制限を含めて検討するものとします。

(2) 福祉医療制度全般の見直しについて

精神障害者の受給資格は、身体障害者及び知的障害者と比較して、対象範囲等が限定されていることから、精神障害者保健福祉手帳 2 級所持者について、自立支援医療の通院のみに限らず、通院全般まで拡大することが必要です。

なお、実施時期については、当該制度が将来にわたり持続可能なものとするために、今後、県の福祉医療費給付事業の補助制度における当該部分の改正に併せて実施することが適当です。